下関市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱

制定 平成24年6月29日

(目的)

第1条 この要綱は、下関市内に存する木造住宅の所有者に対し、市が予算の 範囲内で耐震診断員を派遣して耐震診断を行うことにより、地震に対する建 築物の安全を確保し、市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 木造住宅 主要構造部が木造であり在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統 工法によるもので、一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等 の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。) を含む。)であるものをいう。
 - (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - (3) 耐震診断員 木造住宅の耐震診断に関して十分な知識及び経験を有する ものとして、「無料耐震診断員派遣方式の実施に係る講習会」を受講した 者のうち、診断員を希望する者で、建築士法第23条の規定に基づく登録 を受けた建築士事務所に所属する建築士をいう。

(対象建築物)

- 第3条 この要綱に基づき市が耐震診断員を派遣し耐震診断を行う建築物は、市内に存する木造住宅で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。
 - (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - (2) 階数が3階以下のもの
 - (3) 昭和56年6月1日以降に増築又は耐震改修を行ってないもの
 - (4) この要綱による耐震診断員の派遣を受けたことのないもの
 - (5) 国、地方公共団体、その他公共団体が所有する以外のもの

(業務委託)

第4条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(建築時期の確認)

- 第5条 対象建築物の建築時期は、次のいずれかにより確認を行うものとする。
 - (1) 建築確認済書
 - (2) 登記事項証明書 (6箇月以内に発行されたもの)
 - (3) 固定資産課税台帳兼名寄帳(所有者の同意書がある場合)
 - (4) その他妥当と思われる方法

(診断員の派遣)

第6条 市長は、対象建築物の耐震診断を実施するにあたり、耐震診断員を派遣する。

(診断申込者)

- 第7条 現に居住している木造住宅を所有する者又は特段の事由により所有者 が実施できない場合は、市長が適当と認める者が、前条の規定による耐震診 断を申し込むことができる。ただし、申し込もうとする者は市税を滞納して いない者とする。
- 2 前項の所有者等は下関市木造住宅耐震診断申込書(様式第1号)を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 対象建築物の建築確認年月又は建築竣工年月が確認できる次のいずれか の書類
 - ア 建築確認済証の写し
 - イ 登記事項証明書(6箇月以内に発行されたもの)
 - ウ 固定資産課税台帳兼名寄帳の写し
 - エ 登記済証の写し
 - (2)対象建築物の所有者である旨が確認できる次の書類、ただし前号において、イ又はウを提出した場合はこの限りではない
 - 固定資産税納税通知書の写し
 - (3) 対象建築物に居住している旨が確認できる次のいずれかの書類
 - ア 住民票(6箇月以内に発行されたもの)
 - イ 公的機関が発行した対象者が居住している旨が確認できる書類の写し
 - (4) 市税の滞納がないことの証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(耐震診断員の派遣の決定)

- 第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査 し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、耐震診断員選定後にその 旨を申込者(以下「診断申込者」という。)に文書(様式第2号)で通知し なければならない。
- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断員を派遣しないことを決定 したときは、その理由を付して診断申込者に文書(様式第3号)で通知しな ければならない。

(派遣に要する経費)

第9条 診断申込者の派遣に要する経費は無料とする。

(業務委託した場合の耐震診断員の派遣)

- 第10条 市長は、第4条の規定により本業務のうち耐震診断に係る業務を委託している場合で第8条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに業務受託者に対し耐震診断員の派遣の要請を行うものとする。
- 2 業務受託者は、前項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐 震診断員を選定し市に報告した上で、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施 しなければならない。
- 3 業務受託者は、前項の規定により耐震診断を実施する際には、派遣する者 に診断申込者と派遣日等の調整をさせなければならない。
- 4 業務受託者は、派遣する者に耐震診断員であることを示す証 (様式第4号) を携帯させ、診断申込者等の求めに応じて提示させるものとする。

(業務内容)

- 第11条 耐震診断員に実施させる業務は、下記のとおりとする。
 - (1) 耐震診断の実施及び報告書の作成等
 - (2) 耐震補強計画提案書の作成(耐震診断の結果、評点が1.0未満の場合)
 - (3)診断申込者への結果報告

(説明義務及び守秘義務)

第12条 耐震診断を行う耐震診断員は、業務の内容に関して診断申込者等から説明を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

2 耐震診断を行う耐震診断員は、業務上知り得た事項を関係者以外に漏らしてはならない。

(耐震診断の取り止め)

第13条 診断申込者は、事情により耐震診断を取り止めるときは、速やかに その旨を市長に通知しなければならない。

(耐震診断員の派遣の取り消し)

- 第14条 市長は、診断申込者が次のいずれかに該当すると認められるときは、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって耐震診断員の派遣の通知を受けたとき
 - (2) その他下関市長が不適当と認める事由が生じたとき

(診断費用の請求)

第15条 市長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、既に診断を実施しているときは、それまでに要した費用の請求を診断申込者に対して行うものとする。

(結果報告)

第16条 市長は、診断申込者への結果報告に同行することができる。

(診断申込者に対する指導及び助言)

第17条 市長は、結果報告書に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の 確保・向上が図られるよう、診断申込者に対して必要な指導及び助言をする ことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成24年度からの補助事業に適用する。
- この要綱は、平成25年度からの補助事業に適用する。
- この要綱は、令和3年度からの補助事業に適用する。